

上海日本商工クラブ 委員会運営規約

第一条：当規約の目的

当クラブは、「上海日本商工クラブ 定款」第4条（宗旨及び事業範囲）の目的を達成するために、必要とされる業務内容に応じ、その検討、推進、実施を行なうために委員会を設置することとし、委員会に係わる設置・運営等全般について本規約を定めるものとする。

第二条：委員会の設置及び担当部会

各委員会は当クラブを構成する業界別部会が分担して担当することとする。設置すべき委員会とその担当部会は、事務局（または理事長）が起案し、予備討議を経た上、每期最終回の理事会にて翌期分を取り決めることとする。

第三条：委員長の任命と委員会の開催

- （1）委員会の運営は、担当部会を代表する副理事長、理事、常任顧問の中から理事長が任命する委員長が統括することとする。
- （2）委員長は、下記に定める委員会の任務を行なうために、委員会の招集を行なうものとする。委員会は、原則少なくとも年3回以上開催するものとする。

第四条：委員会の構成員

委員会は、委員長、（必要に応じて副委員長）及び一般委員から構成される。委員会の委員は、担当する部会メンバー会社を中心に、委員長が必要人数（5～10社を目処）を任命することとする。また、各委員会は必要に応じて、委員長の任命により副委員長を設けることが出来る。

第五条：委員会の任務

- （1）委員会の主要な任務は、以下の通りとし、事前に理事会の承認を得ている事項以外についての支出が発生する場合には、委員長より理事会へ付議し、審議・決定を得た後に実施することとする。また、活動内容、予算使用状況については、適宜理事会に、委員長より報告しなければならない。
 - ①当分野に関する具体的な年度運営方針・施策の検討。
 - ②年度予算案の策定及び年間予算収支実績の取り纏め。
 - ③委員会の活動内容・予算使用状況の取り纏め、報告。

- ④随時発生する個別の案件・プロジェクトに対する具体的対応方針の検討。
各種行事やイベント、セミナー、講演会等の後援・協賛・協力の依頼も含む。
 - ⑤その他委員会運営上必要と認められる事項。
- (2) 各委員会はその運営に当たって、必要に応じて理事会横断的なプロジェクトチームを設置することが出来る。

第六条：委員会の視察に係わる費用

- (1) 各委員会の視察に係わる費用は原則として、理事会で承認されている委員会の年度予算にて負担するものとする。但し、年度予算による負担は、各視察の都度、委員会の委員長、副委員長、委員を合わせた5名分を上限とする。なお、委員長が、視察にあたり、人数は5名を超える必要があり、かつ、年度予算にて5名を超える視察に係わる費用を負担する必要があると判断した場合は、理事長に事前に申請し、承認を取得しなければならないものとする。
- (2) 視察とは、各委員会運営上必要と認められる事項で、視察研修、当クラブが校舎新築の支援を行う学校の訪問等を指すものとする。また、年度予算で負担する視察に係わる費用とは、上海と視察地の往復の交通費、宿泊費、及び、中方との会食費用に限定する。

第七条：その他

本規約は、理事会の決議により、追加・改定することができる。

(2007年7月26日改定)

(2009年10月15日改定)